

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岡山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、公文書非開示決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年11月10日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「報道機関からの取材に関する報告書で内容が県議員に提供されたもの及び提供されていないものの内容を記載した公文書及びその他これらに係る文書（メモ書きに至るまで）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「①報道機関からの取材に関する報告書、②その他①に係る文書」を特定した上で、①については条例第7条第2号及び第3号に該当し、②については作成していないため保有していないことを理由として非開示とする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年11月17日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月11日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月25日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して公文書を開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、「県民の一部には公開されているのであり、それらとの公平性に欠ける。」というものである。  
なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭による意見陳述の希望はなかった。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

「報道機関からの取材に関する報告書」は報道機関から取材を受けた際に作成していた文書で、報道社名、記者名、取材テーマ、取材の概要等の情報が記載されている。平成20年5月頃から岡山県議会文教委員と実施機関が広く情報を共有するという目的を持って作成していたものであるが、同年11月初旬、報道機関からこの行為自体が報道の自由を侵害するおそれがあるという指摘があり、それ以降は作成していない。

このうち、記者名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する非開示情報である。

また、報道社名、取材テーマ、取材の概要に関する情報については、これらの情報を開示すれば、その報道社がどのような取材活動を行っているかが明らかとなり、同時に取材の着眼点、取材で取得した情報までも明らかとなる。よって、公にすることにより、取材を行った当該報道機関の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる情報であるため、条例第7条第3号に該当する非開示情報である。

これらの非開示情報を除いたとき、有意な情報がないと認められるため、条例第8条第1項ただし書に基づき、非開示決定をしたものである。

なお、その他「報道機関からの取材に関する報告書」に係る文書は作成していないため、非開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次の文書である。

- ①報道機関からの取材に関する報告書
- ②その他①に係る文書

このうち本件対象公文書①は、教育庁の各課室が報道機関から取材を受けた際に作成した文書であるが、表題のほか課室名、取材日時、取材方法、取材テーマ、報道社名（記者名）、対応者（職名・内線）、取材の概要（質疑応答等）、発表（掲載等）予定を記載する欄があり、対応した職員が取材の状況について記載したものである。

### 2 本件対象公文書①に係る条例上の非開示条項について

#### (1) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を原則として非開示とすることを定め、その上で、ただし書において、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないため開示することとしている。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分

に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

3 本件対象公文書①の非開示条項該当性の具体的検討について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、本件対象公文書①中の記者名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当すると主張する。

この点について検討すると、記者の氏名は、当該記者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明白であり、これについては、同条同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にも該当しないことから、同条同号の非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

実施機関は、本件対象公文書①には、報道社名、取材テーマ、取材の概要に関する情報が記載されており、これを開示すれば、その報道機関がどのような取材活動を行っているか、また、取材の着眼点、取材で取得した情報までも明らかとなることから、公にすることにより、当該報道機関の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例第7条第3号に該当すると主張する。

この点について検討すると、本件対象公文書①には、文書全体を通じて特定日における特定報道機関の具体的な取材活動の状況が記載されており、これを開示すれば、当該報道機関がどのようなテーマや着眼点で取材を行っているかが明らかになるとともに、どのような情報を収集したかといった取材の成果を推測させることとなり、これによって報道内容の独自性が損なわれるなど、当該報道機関の競争上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、同条同号の非開示情報に該当すると認められる。

異議申立人は、本件対象公文書について「県民の一部には公開されているのであり、それらとの公平性に欠ける。」と主張するが、上記の判断を左右するものではない。

4 本件対象公文書②の存否について

実施機関は、本件対象公文書②については不存在のため非開示とする処分を行っており、これについては作成していないため、保有していないと説明する。

この点について検討すると、本件対象公文書①は、教育庁の各課室が報道機関から取材を受けた際にその内容について記録した文書であるが、これに関係する文書として実施機関が他に保有していると考えられる特段の事情は認められない。

また、異議申立人からも、本件対象公文書②の存在を推知せしめるような具体的な主張はなされていない。

したがって、本件対象公文書②を作成していないため、保有していないとする実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

## 5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書①については条例第7条第2号及び第3号に該当することを、また、本件対象公文書②については不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                    | 処 理 内 容               |
|--------------------------|-----------------------|
| 平成20年12月25日              | 実施機関から諮問を受けた。         |
| 平成21年1月29日               | 実施機関から非開示理由説明書が提出された。 |
| 平成21年4月24日<br>(審査会第1回目)  | 事案の審議を行った。            |
| 平成21年5月22日<br>(審査会第2回目)  | 事案の審議を行った。            |
| 平成21年6月26日<br>(審査会第3回目)  | 実施機関の意見陳述の聴取を行った。     |
| 平成21年9月4日<br>(審査会第4回目)   | 事案の審議を行った。            |
| 平成21年10月9日<br>(審査会第5回目)  | 事案の審議を行った。            |
| 平成21年11月13日<br>(審査会第6回目) | 事案の審議を行った。            |
| 平成21年12月18日<br>(審査会第7回目) | 事案の審議を行った。            |
| 平成22年2月10日               | 実施機関に対し答申を行った。        |

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

| 氏 名                | 職 名                   | 備 考 |
|--------------------|-----------------------|-----|
| 会 長<br>中 村 誠       | 岡山大学大学院社会文化科学研究科教授    |     |
| 会長職務代理者<br>宇佐美 英 司 | 弁護士                   |     |
| 藤 田 奈 美            | 弁護士                   |     |
| 進 藤 貴 子            | 川崎医療福祉大学<br>医療福祉学部准教授 |     |
| 森 義 郎              | 岡山県農業信用基金協会<br>専務理事   |     |

